

令和3年12月2日  
生活支援部医療保険課

## 後期高齢者医療制度に係る保険料の改定等について

### 1 保険料の改定

後期高齢者医療制度については、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が保険者となり、2年ごとに保険料の改定を実施。現在、令和4・5年度（第8期）の保険料について検討中。

### 2 保険料算定案等

【算定案】※年額

	R2・R3年度	R4・R5年度	増減
均等割額	44,100円	46,800円	+2,700円
所得割率	8.72%	9.74%	+1.02P
1人当たり保険料額	101,053円	106,133円	+5,080円

※今後、国通知による各種係数等を勘案し、保険料率の最終案が提示

#### 【特別対策等】

本来保険料で賄うべき費用を、各市区町村が負担することで保険料の増加を抑制する特別対策及び保険料の独自軽減を継続実施

項 目		負担費用（2ヵ年）
特別 対策	葬祭事業	約 86億円
	審査支払手数料	約 71億円
	保険料未収金補填	約 62億円
所得割額独自軽減		約 5億円
区市町村負担金合計		約224億円

### 3 今後のスケジュール

令和4年1月中旬	都広域連合協議会に保険料最終案を報告
同 下旬	都広域連合第1回定例会に議案を提出

### 4 本区の対応

特別対策の継続に伴い負担金を拠出することから、都広域連合規約の一部改正が必要であり、令和4年第1回定例会で都広域連合規約変更の協議について議案を提出予定